

仕様書（案）

1 委託件名

令和8年度東京アクアシンフォニー実行委員会ホームページ運用・保守業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

東京アクアシンフォニー実行委員会の指定する場所

4 委託概要

本業務は、「令和7年度ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会ホームページ構築委託」において開設した東京アクアシンフォニー実行委員会（以下、「実行委員会」という。）のウェブサイト（<https://tokyoaquasymphony.jp/>）（以下、「ウェブサイト」という。）について、すでに構築・公開されている環境を前提として、安定的かつ継続的に稼働させるための保守・運用を行うことにより、東京アクアシンフォニー（以下、「噴水」という。）の魅力や演出スケジュール等の情報について都民や観光客に向けて効果的に情報発信を行うことを目的とする。

5 業務内容

第1章 総則

（1）成果物

受託者は、契約後速やかに「委託着手届」を提出すること。また、履行完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、委託者へ提出すること。

ア 委託完了届

イ 運用保守計画書

（2）監査等の受け入れ

受託者は、実行委員会の要請による監査等を速やかに受け入れるとともに、監査上必要な書類を作成、提出しなければならない。

（3）環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（4）機密保持及び再委託の禁止

「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」（別添1）による。

（5）不当介入に対する通報報告

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合も含む。以下同じ）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

（6）関係要綱等の遵守

ホームページの運営管理においては、別紙2「東京都公式ホームページ運営管理要綱」、別紙3「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」及び別紙4「『東京都公式ホームページ作成に関する統一基準』準拠に係る標準特記仕様書」に準拠すること。

（7）その他

ア 受託者は、実行委員会と綿密な連携を取るとともに、業務の進捗状況について、適宜報告を行い、実行委員会の確認を得ること。

イ 本仕様書に記述のない事項については、「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」（別添1）の定めによる。

ウ 本仕様書に疑義のある事項については、実行委員会と協議を行うこと。

第2章 ウェブサイトの運用及び保守について

（1）概要

受託者は、既に構築・公開されているウェブサイトについて、WEBサーバー及びCMSを含め、24時間365日、安定的に稼働させるための保守・運用業務を行うこと。

また、東京都民及び観光客に向けて噴水の魅力・演出スケジュール等を視覚的に分かりやすく提供するためのウェブサイトの更新について支援すること。

（2）WEBサーバー及びCMSの運用・保守

ア ウェブサイトが稼働するWEBサーバー及びCMSについて、契約期間中、安定的に稼働するよう保守・運用を行うこと。

イ 障害発生時は速やかに状況を把握し、実行委員会へ報告の上、原則6時間以内に復旧又は代替措置を講じること。

ウ 1日1回、世代保持7以上の自動バックアップを実施すること。

エ ウェブサイトが稼働するWEBサーバー及びネットワークについて、既存環境において導入されているWAF、常時SSL、IPS/IDS等のセキュリティ対策が適切に機能するよう、運用及び管理を行うこと。また、セキュリティに起因する障害又はそのおそれが生じた場合には、ウェブサイト利用者の保護を最優先とし、障害の拡大防止及び影響の最小化を図るとともに、必要な復旧作業を行うこと。（復旧作業中は、ウェブサイト利用者に対してその旨を案内すること。）

（3）ドメイン及びSSL証明書の管理

ア 既に取得済みの指定ドメインについて、有効期限の管理及び更新手続きを行い、契約期間中、継続して利用可能な状態を維持すること。

イ 既に導入されているSSL証明書について、有効期限管理、更新及び必要に応じた再設定を行い、常時SSL通信が維持されるよう管理すること。

(4) ウェブサイト更新支援業務

ウェブサイトにおいて既に掲載されているコンテンツについては、原則すべての情報を継続して掲載するとともに、実行委員会の指示に基づいて制作・更新を行うこと。

また、各コンテンツの更新については、原稿確定後または実行委員会からの文章・画像等の提供後、原則として1週間以内に公開できるような体制等を整えること。

なお、更新を想定しているコンテンツについては以下ア～キのとおりであり、更新頻度については月2回程度を想定している。

ア トップページ

イ 噴水のプログラム紹介

ウ 噴水のプログラムスケジュール

エ 施設マップ

オ 協賛者バナー

カ 協賛者募集画面

キ よくある質問

また、上記「エ 施設マップ」については、掲載施設の紹介ページを新設し、マップ上の各施設から当該施設の紹介ページへ遷移できるようリンク設定すること。

(5) ウェブサイトの効果測定

ウェブサイトの利用状況及び情報発信の効果を把握するため、ウェブサイトの各月ごとにアクセス数等がまとまったレポートを提出すること。

(6) ウェブサイトの引継ぎ

契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託事業者への引継ぎを徹底すること。なお、権利関係の問題や引継ぎにあたっての費用等は一切発生しないこととする。